

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月30日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【電話番号】	03-6703-4935
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） 3,000億円を上限とします。 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 (注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月17日付をもって提出した有価証券届出書の内容の一部に変更がありましたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 販売会社

<訂正前>

名称	資本金の額(百万円) (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社常陽銀行	85,113	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社西日本シティ銀行*3	85,745	
株式会社みずほ銀行*4	1,404,065	
株式会社三井住友銀行*3	1,770,996	
株式会社横浜銀行*3	215,628	
第一生命保険株式会社*1	210,200	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
日本生命保険相互会社*2	1,100,000	
三菱UFJ信託銀行株式会社*5	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティTT証券株式会社	1,575	
マネックス証券株式会社	7,425	
楽天証券株式会社	7,495	

- *1 第一生命保険株式会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りです。
- *2 日本生命保険相互会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りです。また、資本金の額は、基金および基金償却積立金の総額です。なお、「為替ヘッジなし」のみとします。
- *3 株式会社三井住友銀行、株式会社西日本シティ銀行および株式会社横浜銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。
- *4 株式会社みずほ銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。資本金の額は平成25年7月1日現在のものです。
- *5 三菱UFJ信託銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。なお、「為替ヘッジなし」のみの取扱いとします。

<訂正後>

名称	資本金の額(百万円) (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社常陽銀行	85,113	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社西日本シティ銀行*3	85,745	
株式会社みずほ銀行*4	1,404,065	
株式会社三井住友銀行*3	1,770,996	
株式会社横浜銀行*3	215,628	
第一生命保険株式会社*1	210,200	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
日本生命保険相互会社*2	1,100,000	
三菱UFJ信託銀行株式会社*5	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425	
楽天証券株式会社	7,495	

- *1 第一生命保険株式会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限ります。
- *2 日本生命保険相互会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限ります。また、資本金の額は、基金および基金償却積立金の総額です。なお、「為替ヘッジなし」のみとします。
- *3 株式会社三井住友銀行、株式会社西日本シティ銀行および株式会社横浜銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。
- *4 株式会社みずほ銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。資本金の額は平成25年7月1日現在のものです。
- *5 三菱UFJ信託銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。なお、「為替ヘッジなし」のみの取扱いとします。